

平成 27 年度第 1 回千葉県動物愛護管理推進協議会

〔千葉県動物愛護管理推進計画及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例について〕

- (1) 「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」の公布及び改正「千葉県動物愛護管理推進計画」の公表について 1
- (2) 千葉県動物愛護管理推進計画 3
- (3) 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 20
- (4) 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 30

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」の公布及び 改正「千葉県動物愛護管理推進計画」の公表について

平成26年10月21日
千葉県健康福祉部衛生指導課
TEL 043-223-2642

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」が、平成26年9月定例県議会において全会一致で可決、制定され、10月21日に公布されました。

また、県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条の規定により策定した「千葉県動物愛護管理推進計画（平成20年4月公表）」の一部を改正したので公表します。

1 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

平成26年5月1日（木曜日）から平成26年5月31日（土曜日）まで

(2) 意見提出者数

- ア 千葉県動物愛護管理条例骨子案 61名（個人58・団体3）
- イ 千葉県動物愛護管理推進計画変更案 26名（個人23・団体3）

(3) 延べ意見数

- ア 千葉県動物愛護管理条例骨子案 225件
- イ 千葉県動物愛護管理推進計画変更案 141件

2 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の概要

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（別添資料1）

(1) 目的

動物愛護精神の涵養に資するとともに、動物による人の生命等への侵害・生活環境の支障を防止し、人と動物の共生社会の実現を図る。

(2) 動物愛護の精神の醸成と適正な管理の普及の推進

- ア 県、県民、飼い主のそれぞれの責務
- イ 県が推進する施策
 - ・子どもに対する普及啓発に関する情報提供や助言
 - ・飼い主を特定できるマイクロチップの普及啓発
 - ・収容された犬・猫を新しい飼い主に譲渡するなどの殺処分をなくすための取組
- ウ 動物の飼い主等の遵守事項
 - 【動物一般】適切な給餌・給水、ふん尿の適正な処理、終生飼養
 - 【犬】散歩の際のふんの適正な処理、人に迷惑を及ぼさないようにするためのしつけ

【猫】屋内飼養の努力義務

(3) 動物の危害を防止し、周辺の迷惑にならないようにするための規制

ア 危険な動物(※)が逸走した場合の飼い主の県への通報義務

(※) 動物愛護管理法第26条に規定する特定動物

(例：ゾウ、ニホンザル、イヌワシ、ワニガメ等)

イ 犬・猫合わせて10頭以上飼養している飼い主の届出義務

ウ 犬が人を咬む事故を起こした場合の飼い主の届出義務

エ 犬を係留して飼う義務

(4) 罰則 罰金(50、30、20万円以下)又は過料(5万円以下)

(5) 施行日 平成27年4月1日

3 千葉県動物愛護管理推進計画の一部改正の概要

千葉県動物愛護管理推進計画(平成26年度改定版)(別添資料2)

(1) 計画期間の変更

平成26年度から平成35年度までの10年間(5年ごとに見直す)

(2) 内容の追加

- ・特定動物による危害の防止
- ・犬又は猫の多頭飼養の適正化

(3) 目標値の見直し

年度 項目	18年度 実績 (旧計画)	24年度 実績 (新計画)	29年度 目標値 (旧計画)	35年度 目標値 (新計画)
犬の引取り数	2,446	680	1,000	300
猫の引取り数	9,384	4,721	4,000	2,000
マイクロチップ 装着数	2,966	50,500	120,000	200,000

(単位：頭)

【参考】

平成26年度千葉県動物愛護セミナーの開催について(別添資料3)

日時：平成26年11月3日(月・祝) 13:30から16:30まで

場所：千葉県教育会館大ホール

テーマ：動物愛護と県条例について考える

内容：講演「動物愛護管理条例及び推進計画について」

講演「動物をめぐる法律に関するトラブル事例について」(仮題)

意見交換会(パネルディスカッション)

千葉県動物愛護管理推進計画（平成26年度改定版）
～人と動物の共生する社会の実現を目指して～

目次

- 第1 動物愛護管理推進計画の策定
 - 1 計画の目的
 - 2 策定の根拠
 - 3 住民等の意見の反映
 - 4 計画期間
- 第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題
 - 1 犬及び猫の引取り
 - 2 野犬等の捕獲
 - 3 所有明示措置
 - 4 殺処分数
 - 5 苦情及び指導助言数
 - 6 猫に係る問題
 - 7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会
 - 8 災害時における動物の救護
 - 9 狂犬病予防
 - 10 特定動物の飼養
 - 11 犬又は猫の多頭飼養
- 第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針
 - 1 目標
 - (1) 引取り数
 - (2) マイクロチップ装着数
 - 2 連携、協働による施策の推進
 - 3 飼い主責任の徹底
 - 4 地域における取組に対する支援
- 第4 課題への取組
 - 1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備
 - (1) 動物愛護管理推進協議会の設置
 - (2) 動物愛護推進員の委嘱
 - (3) 関係機関、関係団体等との連携、協力
 - (4) 人材育成
 - 2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
 - (1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
 - (2) 地域における取組に対する支援
 - (3) マイクロチップの普及の推進

- (4) 動物取扱業の適正化
 - (5) 実験動物の適正な取扱いの推進
 - (6) 産業動物の適正な取扱いの推進
 - (7) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発
 - (8) 特定動物による危害の防止
 - (9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化
- 3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
- (1) 普及啓発等
 - (2) 災害時動物救護活動マニュアル
 - (3) 体制の整備
- 4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発
- (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動
 - (2) 各種教室等の開催制度の確立
- 第5 実施計画

第1 動物愛護管理推進計画の策定

1 計画の目的

「人と動物の共生する社会」の実現に向けて、千葉県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としています。

2 策定の根拠

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」という。)第6条に基づく計画であり、平成18年10月31日に公表された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(最終改正：平成25年環境省告示第80号)に即して策定しています。

3 住民等の意見の反映

(1) 協議会における意見募集

動物の愛護を目的とする団体、獣医師団体及び関係業界団体の代表者並びに一般県民(動物の飼養者等)及び学識経験者で構成する千葉県動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」という。)において、委員から意見をいただきました。(平成25年11月13日、平成26年5月27日)

(2) パブリックコメントによる意見募集

平成26年5月1日から5月31日の間、住民から意見をいただきました。

(3) 市町村への意見照会

県内54市町村(政令市、中核市を含む)に対して、計画の内容に関する意見照会を行いました。

4 計画期間

本計画の期間は平成26年度から平成35年度までの10年間としますが、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映します。

また、社会情勢の変化を考慮し、平成30年度を目途として計画の見直しを行います。

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 犬及び猫の引取り

(1) 現状

ア 動物愛護法により、引取りを求められた場合には犬及び猫を引き取ることが都道府県等に対して義務付けられています。

この規定は、犬及び猫の安易な遺棄の横行、それによる野良犬や野良猫の増加とこう傷事故など人への危害の頻発という社会問題化していた状況に対処するため、犬及び猫の遺棄を未然に抑止していく具体的な方策として定められたものです。

イ 千葉県における犬猫の引取り数は、全国的に見ても非常に多い状況となっています。環境省発行「動物愛護管理行政事務提要」によると、平成24年度現在、犬猫ともに全国で3番目に多い頭数となっています。

ウ 引き取られた犬猫のうち、子猫が全体の約80%を占めており、さらに、その80%以上が「飼い主のいない（又はわからない）子猫」となっています。このことから、引取り数を減少させるためには、飼い主の適正飼養の徹底と遺棄防止策を図るとともに、みだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術の実施を推進し、飼い主のいない猫の増加を防ぐ方策が必要です。

エ 千葉県(千葉市、船橋市及び柏市を除く)では、平成17年度には引取り窓口を獣医師の資格を持つ職員が対応できるよう県の施設のみ(19箇所)とし、平成18年度からは飼い主からの引取りを有料としました。

また、平成23年度からは、事前相談制を導入し、新たな飼い主探しやしつけ方に関する助言を実行する時間を確保するため、原則として依頼日から2週間は引取りを行わないこととしました。

(2) 課題

不妊去勢措置や終生飼養などの飼い主責任が十分に果たされていない状況にあります。また、飼い主のいない猫の引取りを減少させることが必要です。

2 野犬等の捕獲

(1) 現状

ア 千葉県においては、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)及び各自治体の条例に基づいて、住民からの苦情や申し出等があった場合、「はいかい」等している犬を捕獲しています。

イ 昭和45年と昭和46年、野犬によって子供がかみ殺される事件が相次いだことにより、野犬等による危害や被害を防止するため、野犬の捕獲を強化していた時期があります。

ウ 現在では、捕獲数は年々減少傾向にあり、10年前に比べると60%以上減少しています。ペットを単なる愛玩動物としてではなく、家族の一員、人生のパートナーとして扱う人々が増えてきたことや屋内飼養など飼養形態の変化が要因

のひとつとして考えられます。

エ 千葉県における犬の捕獲は、平成 24 年度現在、全国で最も多い数(厚生労働省ホームページ参照)となっています。

(2) 課題

放し飼いや遺棄する飼い主が多いことから、飼い主責任の徹底と適正飼養に関する普及啓発が必要です。

3 所有明示措置

(1) 現状

ア 千葉県では、飼い主不明の犬を保護した場合、保護した場所の市町村の掲示板等で、その犬の情報を「公示」しています。

イ 千葉県動物愛護センター、千葉市動物保護指導センター、船橋市動物愛護指導センター及び柏市動物愛護ふれあいセンターでは、収容動物の写真をホームページ上で公開し、飼い主への返還率を向上させる取組を行っています。

ウ この 10 年間で飼い主のもとに戻る犬の割合は倍以上になりましたが、収容した犬のうち約 22%しか飼い主のもとに戻ることができていません。飼い主が迎えに来なかった犬たちは、新たな飼い主にもらわれていく犬を除いて殺処分されています。

エ 千葉県における返還率は、平成 24 年度現在、全国平均(33.0%)を下回っています(厚生労働省ホームページ参照)。

(2) 課題

保護した犬には、迷子札を含め、マイクロチップ、鑑札及び注射済票などの所有明示措置がなされていないことが多く、飼い主に連絡できない場合がほとんどです。

また、せっかくマイクロチップを装着していても、飼い主が登録をしていないために情報を検索できない場合があります。

4 殺処分数

(1) 現状

ア 捕獲された犬と引き取られた犬及び猫のうち、飼い主などが見つからなかった犬及び猫は殺処分されています。

イ 捕獲や引取りなど収容される動物の減少に伴い、殺処分数も減少しているものの、その数は全国上位です。

ウ 減少の要因の一つとして適正飼養の周知が徐々に浸透していること、さらに、犬及び猫の引取り指定場所の集約化、引取りの有料化、事前相談制の導入等が挙げられます。

エ 千葉県では平成 19 年度から再譲渡を目的としたボランティア(団体、個人)に対する譲渡を実施しています。

(2) 課題

殺処分される犬及び猫の数を減らすには、返還や譲渡により生存の機会を増やすことも必要ですが、捕獲や引取りにより動物が収容されないようにすることが最も重要です。

5 苦情及び指導助言数

(1) 現状

ア 苦情の例として、「畑を荒らして困る」、「庭に入ってきて困る」、「大きな犬が放れていて危ないので捕まえてほしい」、「近所の犬の鳴き声がうるさい」、「隣のペットの臭いがひどい」、「虐待をしている」など、多種多様な内容の申し出があります。

イ 指導や助言を求められる例として、「新しい飼い主を探してほしい」、「不妊去勢措置とはどんなものか」、「病気が治らない」、「鳴き声で近所から苦情を言われた」、「しつけを教してほしい」、「飼えなくなったので引き取ってほしい」、「逃げられたので捕まえてほしい」、「ペットが死んでしまったがどうしたらよいか」、「狂犬病の予防注射をしたい」、「犬の登録はどこで申請するのか」、「人間に対する狂犬病ワクチンについて知りたい」などがあり、多岐にわたる指導や助言を行っています。

ウ この5年間で、保健所等へ問い合わせのあった苦情及び相談件数の内訳をみると、捕獲依頼の件数は減少していますが、農作物を荒らされて困る、鳴き声がうるさい、汚物などによる悪臭が酷い、などの生活環境に関する被害の苦情及び相談件数が増加しています。

(2) 課題

ペットを飼養する世帯が増加していること、都市化の進展等による周辺環境の変化などにより、苦情となるケースが増加していることが考えられます。

また、苦情の原因となる不適正な飼養方法を改善するための普及啓発が必要です。

6 猫に係る問題

(1) 現状

ア 引取りを求められる犬及び猫のうち87%（平成24年度）が猫であり、その90%が子猫（91日齢未満）です。

イ 屋外飼養や飼い主のいない猫による、庭やゴミ荒らし、ふん尿、鳴き声などの迷惑問題が少なくありません。

ウ 猫については犬のような登録制度がないため、飼養頭数等が把握できません。また、首輪や迷子札等の装着や屋内飼養が徹底されていないことから、飼い猫、飼い主のいない猫の区別ができない状況にあります。

(2) 課題

ア 不幸な子猫が生まれないようにするため、不妊去勢措置をすることが必要ですが、飼い主のいない猫が多いことが問題となっています。

イ 飼い主のいない猫に対して、地域の同意を得ず、単に餌を与えるだけの行為が地域住民に対する迷惑やトラブルの増加につながっていることから、野良猫に餌を与える際の注意事項を周知するとともに、地域住民あるいは公園等の管理者が主体となって行う「地域猫活動」等の取組が必要とされています。

7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会

(1) 現状

ア 平成 20 年度に協議会を設置し、平成 21 年度に動物愛護推進員(以下「推進員」という。) 48 名を委嘱しました。平成 24 年度現在、推進員を 71 名委嘱しています。

イ 推進員の役割は「動物愛護と適正飼養の重要性の周知」、「不妊去勢措置に関する助言」、「譲渡のあっせん」、「行政施策への協力」、「災害時において国・県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力」などで、種々の問題を解決するための役割を担っています。

(2) 課題

ア 推進員については、県全域での県民への委嘱や、行政と連携した活動を推進していく必要があります。

イ 推進員の母体となる協議会は、推進員の委嘱方法や活動支援方法の改善について検討する必要があります。

8 災害時における動物の救護

(1) 現状

ア 千葉県では、「千葉県地域防災計画」に基づき、「災害時動物救護活動マニュアル」を作成して体制整備を進めており、平成 23 年度に公益社団法人千葉県獣医師会、公益財団法人千葉県動物保護管理協会及び千葉県飼鳥獣商組合と災害時動物救護に係る協定を締結しました。

イ 平成 23 年 3 月の東日本大震災発生に伴い、上記 3 団体と「千葉県動物救護本部」を設置し、県内及び東北 3 県の被災者が飼養する動物の一時預かりのあっせんや物資の提供等を行いました。

(2) 課題

ア 災害発生時には、各市町村に設置される避難所において、被災者が同行した動物の負傷及び病気の治療や飼養管理など動物救護活動への対応が求められます。

イ 模擬訓練や防災セミナー等による動物関係団体との協力体制の整備・強化及び飼い主が準備すべきこと(感染症予防措置、所有者明示措置、ケージの確保等)の普及啓発等により、あらかじめ災害に備えることも必要です。

9 狂犬病予防

(1) 現状

ア 我が国は、昭和 33 年以降、狂犬病の発生が認められていない世界でも希少な清浄国の一つですが、海外では多くの国で動物の狂犬病が流行しており、年間 4～5 万人もの人が狂犬病で死亡しています。また、平成 25 年 7 月に清浄国の一つであった台湾において、狂犬病が野生動物で確認されました。

イ 千葉県の子犬病予防注射実施率（子犬病予防注射実施数／登録数）は、平成 24 年度においては、72.9%となっています。

ウ 全国の子犬の飼養頭数は、登録数の約 2 倍の 1,200 万頭とする推計もあり、千葉県においても未登録子犬の存在が考えられます。

エ 我が国で子犬病が発生した場合、そのまん延を防ぐためには、国内で飼われている子犬の 70%以上に予防注射が実施されていることが必要とされています。

（2）課題

子犬病のまん延を未然に防止するためには、各地域における子犬の飼養状況及び飼養頭数を把握し、予防注射実施率を上げることが喫緊の課題です。

1 0 特定動物の飼養

（1）現状

ア 動物愛護法では、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物を「特定動物」として指定しており、その動物を飼う場合には許可が必要になります。

イ 平成 24 年には、他県において、特定動物であるクマや大型ヘビによる死亡事故が発生しています。

（2）課題

特定動物を飼養又は保管する場合は、県の許可が必要であり、適切な飼養管理について周知する必要があります。

また、特定動物の飼養者は、事前の逸走防止対策を図り、万が一、逸走させてしまった場合には、適正な危害防止措置が求められます。

さらに、関係機関等との特定動物の飼養に関する情報の共有を図る必要があります。

1 1 犬又は猫の多頭飼養

（1）現状

ア たくさんの犬又は猫を飼う場合、清潔な環境の確保が困難となり、適正な管理ができなくなる場合があります。

イ 飼い主が適正に飼養できる数以上に増やしてしまい、ついには世話ができなくなってしまう事例や虐待等につながる事例が発生しています。

（2）課題

虐待や飼養継続が困難となる事態を未然に防ぐため、早期に飼養状況を把握し、助言等の支援を行う必要があります。

第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針

1 目標

みだりな繁殖の防止、終生飼養といった飼い主責任の徹底を図るとともに、責任の所在を明らかにする所有明示措置を推進することにより殺処分数の減少を図ります。

(1) 引取り数

殺処分される犬及び猫の約 95%（平成 24 年度現在）が引き取られた犬及び猫であることから、平成 35 年度までの 10 年間で引取り数の半減（平成 24 年度比較）を目標とします。

現状(平成 24 年度)	目標(平成 35 年度)
犬：680、猫：4,721	犬：300、猫：2,000

(2) マイクロチップ装着数

所有明示措置は、飼い主の意識の向上を通じて遺棄や逸走の防止に寄与するものであることから、平成 35 年度までの 10 年間でマイクロチップ装着数 200,000 頭を目標とします。

現状(平成 24 年度)	目標(平成 35 年度)
50,500（犬、猫、他）	200,000（犬、猫、他）

※千葉県における AIPO（動物 ID 普及推進会議）データベース登録数

2 連携、協働による施策の推進

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応には千葉県だけでなく、指定都市、中核市、市町村、動物愛護団体等多くの機関等が関わっています。

こうしたことから、それぞれの機関や団体等の役割を明確にし、協働体制を構築します。

それぞれの役割等に係る考え方は以下のとおりです。

○ 千葉県

動物愛護に係る方向性を示し、広域的な事業の企画及び実施、普及啓発、国や関係機関等との連絡調整、危機管理対応、情報発信等を行うとともに、ボランティア等の行う地域活動については、指定都市、中核市を含めた市町村と連携して支援します。

また、人への侵害を防止するための犬の捕獲や、動物愛護法に基づく引取り等により動物を収容するため、動物愛護の観点から適正な管理を行い、収容動

物の健康状態に配慮する必要があります。

○ 指定都市・中核市

県と同様の役割と、市としての地域的な役割を併せ持っていることから、県と連携、協力するとともに、本計画の方向性に合わせ、地域の状況に応じた施策を実施していくこととなります。

○ 市町村

地域的な動物愛護関係事業の企画及び実施、普及啓発、地域に密着した苦情や相談等の対応、地元ボランティアとの連携や支援等を行います。

さらに、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射について推進するとともに、県と協力して必要な指導等を行います。

また、市町村における避難所設置等について、災害時の動物対策の検討が必要となっています。

○ 飼い主

動物を飼う前からその動物の生理、習性を理解し、最期まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任と、法令等を遵守するとともに、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任を果たす必要があります。

さらに、飼い主一人ひとりがきちんと飼い主責任を果たし、それぞれの見本となることで、全体への普及が望まれます。

○ 動物取扱業者等

関係法令等を遵守することはもちろんですが、まずは自らが動物の飼養者としての責任を果たし、さらには、動物を飼おうとする人へ適切な飼養方法やしつけ及びマナーに関するアドバイスを行うことによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

○ 県民

動物愛護思想への正しい理解と「人と動物の共通感染症」に関する正しい知識の習得、地域活動に対する住民相互の理解と支援、協力等を行うことによって、人と動物の共生する社会を実現することができます。

○ 推進員

地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、動物愛護法により、以下の活動を行うことが規定されています。

- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・ 住民の求めに応じた、犬、猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する必要

な助言をすること。

- ・ 飼い主に対して犬、猫等の譲渡のあつせん、その他必要な支援をすること。
 - ・ 動物の愛護と適正な飼養の推進のために県が行う施策への必要な協力をする
- こと。
- ・ 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るために県が行う施策への必要な協力をする
- こと。

○ 動物愛護団体等

それぞれの地域で動物愛護活動を行っているので、役割としては推進員と共通します。行政との連携、協力を図るとともに、本計画の方向に合わせた活動を通じて、人と動物の共生する社会づくりを推進していくことが期待されています。

○ 動物病院等

獣医師会等の団体との連携により、飼い主への法令遵守や適正飼養等に関する助言を行うことによって、飼い主責任の周知を図ることが期待されます。

3 飼い主責任の徹底

動物の飼い主には、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射の実施など法律や条例を守るだけでなく、義務づけられていなくても周辺住民や通行人に迷惑をかけないように配慮するマナー、すなわち社会的責任が求められます。

また、飼っている動物に対する責任として、動物の本能や習性を理解した上で、家族の一員として最期まで面倒を見なくてははいけません。可愛いからといった安易な動機で飼い始めるのではなく、最期まで飼うことができるかどうか、家族で十分に検討する必要があります。

こうした飼い主責任を徹底していくことで、動物に関する種々の問題を減らすことができるだけでなく、殺処分数の減少、ひいては人と動物の共生する社会の実現につながる施策として考えています。

4 地域における取組に対する支援

動物に関する問題は、地域によって多種多様であり、その解決方法も、それぞれの地域で異なります。

そのため、地域における取組や問題解決の核となる推進員の委嘱やボランティア等の育成を行い、飼い主のいない猫に係る活動など、地域における取組を支援します。

第4 課題への取組

1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備

(1) 動物愛護管理推進協議会の設置

動物愛護法第39条の規定による協議会を設置し、推進員の委嘱の推進、推進員の活動に対する支援、本計画その他動物の愛護及び管理に関することを協議し、協議内容については随時公開することとします。

なお、協議会については、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、学識経験者等、様々な立場の方を招集することで公平性を確保し、幅広い合意形成を得られる構成とします。

(2) 動物愛護推進員の委嘱

地域における動物の愛護及び適正な飼養について助言等を行うため、動物愛護法第38条の規定による推進員を委嘱します。

委嘱の方法や責務等については、協議会において検討し、決定することとします。

(3) 関係機関、関係団体等との連携、協力

意見交換会等を開催して情報の共有化を図るとともに、それぞれの役割を明確にすることにより、動物の飼養に起因する問題解決の効率化を図ります。

(4) 人材育成

地域における活動や災害時活動ができる人材を育成するため、専門的な知識や技術習得を目的としたセミナーやボランティア講習会を開催します。

ボランティア講習会受講者は「千葉県動物愛護ボランティア」として登録し、各事業への協力を求めます。

2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

(1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

みだりな繁殖を防止し、終生飼養の徹底を図るため、動物の習性についての知識を広め、適正な飼養方法、禁止行為等について普及啓発を実施します。

ア 適正飼養に関する普及啓発

関係行政機関だけでなく、飼い主と接する機会の多い動物病院、動物取扱業者、ペット関連商品を取り扱う店舗等の協力を得て、ポスター、パンフレット、パネル等を設置し、飼い主に直接アピールできる場所を広げていきます。

イ 遺棄及び虐待の防止

捨て猫が多い場所に注意看板を設置したり、虐待を疑う事例が発生した場合には、警察との情報共有を図り、地域と連携して対応するなど、禁止行為の周知徹底を図ります。

(2) 地域における取組に対する支援

飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑行為や飼い主のいない猫による問

題など地域に密着した課題に係る動物愛護管理活動を支援するため、以下の施策を講じます。

ア 推進員による地域活動の推進

推進員を委嘱し、地域における活動を支援します。

イ 地域における動物愛護団体等との協働体制の構築

子犬や子猫の引取りが多い地域において、不妊去勢措置に係る普及啓発活動を実施するなど、行政及び各団体等が一体となって動物愛護を推進する体制を構築します。

ウ 地域猫活動の支援

地域住民が主体となり、ボランティア及び行政が協働して実施する地域猫に関する活動については、「専門的知識を要する問題への助言及び資料提供」、「講習会等への講師派遣」、「不妊去勢手術」、「人材の育成」などの支援を行います。

(3) マイクロチップの普及の推進

自己の所有に係る動物であることを明らかにするための措置として行うマイクロチップの装着に関する知識及び当該マイクロチップの普及を図ります。

ア 所有明示(個体識別)措置の必要性の周知

イベント等におけるデモンストレーションやパンフレットを配布するなど、所有者だけでなく関係業者からもその必要性が図られるよう普及啓発に努めます。

イ 普及のための基盤整備

リーダー操作技術の向上やメーカー等との情報交換等を実施して読取り体制の充実を図ります。

(4) 動物取扱業の適正化

第一種動物取扱業者の登録制度の遵守を推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止規定、現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業者の届出制度等について周知を図ります。

また、動物取扱施設への定期的な立入検査や、動物取扱業者を対象に、専門家等によるセミナー等を開催するなど資質向上のための機会を提供します。

(5) 実験動物の適正な取扱いの推進

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものですが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと(3Rの原則)を徹底することが必要です。

そのため、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管をすること、実験動物の適正な飼養及び保管

により人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、周辺の生活環境を保全することについて、関係機関等の協力を得て、周知の対象となる施設等を把握し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）等の周知を図ります。

また、災害時における実験動物の安全の確保については、日頃からその対策を検討し、自主的な対応が執られるよう周知を図ります。

※「3Rの原則」とは…

国際的に普及している動物実験及び実験動物の福祉の基本理念です。

動物の苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)のことをいいます。

(6) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するため、関係機関等の協力を得て、周知の対象となる農家等を把握し、動物愛護法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）等の周知を図ります。

また、災害時における産業動物の取扱いについては、関係機関と連携し、情報共有を図ります。

(7) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発

公衆衛生及び動物福祉の観点から「人と動物の共通感染症」について普及啓発するため、セミナー等を開催します。

また、犬の飼養状況調査及び狂犬病ウイルス抗体保有調査を実施し、その結果に基づいて狂犬病予防対策の必要性について啓発するとともに、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射並びに鑑札及び注射済票装着の周知徹底を図ります。

(8) 特定動物による危害の防止

特定動物の飼養者に対しては、逸走防止措置や周辺住民への危害防止が図られるよう、関係機関及び市町村等と情報を共有し、適切な指導等を実施します。

また、万が一、特定動物が逸走した場合には、人への生命、身体又は財産への侵害を防止するため、組織的な対応を執るとともに、情報収集及び関係機関への情報提供を迅速に行います。

さらに、逸走事故の状況を把握し、再発防止措置についても適正な指導等を実施します。

(9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化

多頭飼養に起因する問題の発生を未然に防止する観点から、一定頭数以上の多頭飼養者を把握し、みだりな繁殖により頭数が増えてしまうことなどがないよう、関係機関等と連携し、必要な指導を行います。

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

災害時においても、人と動物が安心して過ごせるようにするために、以下の対策を講じます。

(1) 普及啓発等

逸走防止、所有者明示、健康管理及びしつけ、預け先の確保等、災害時の避難に必要な準備をすることを普及啓発します。

災害の発生時は、自己又は他人の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度で、速やかに犬猫等の動物を保護し、可能な限り同行避難することについて普及啓発を行うとともに、模擬訓練等を実施します。

また、避難所を運営する市町村に対して、避難住民の住環境等を考慮した動物の飼養場所や適正な飼養管理について助言等を行います。

(2) 災害時動物救護活動マニュアル

避難所や被災地における飼い主への支援活動や被災地における動物の救護活動などを円滑に行うため、必要に応じて、以下の項目を記載したマニュアルの見直しを行います。

- ア 負傷動物の保護、治療、保管
- イ 逸走動物の保護、収容、治療
- ウ 飼育困難な動物の一時保管
- エ 新たな飼い主探し
- オ 保護した動物の飼い主探し及び情報提供
- カ 被災地における飼養動物へのエサの配布
- キ 避難所等における適正飼養に関する助言等
- ク ボランティア等人材の管理等
- ケ 救援物資等の管理等
- コ その他動物に関する相談等

(3) 体制の整備

「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、県獣医師会、動物愛護団体、医薬品販売業者等と協定を締結するとともに、ボランティア団体、指定都市、中核市、市町村、近隣自治体との協議により、広域的に連携し、協力する体制を整備します。

4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

(1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動

小学校などの教育機関や老人ホームなどの社会福祉施設等と協働し、学校飼育動物等各施設で飼養される動物の取扱いに係る啓発等を含め、動物の愛護及び適正な飼養管理について普及啓発を行います。

(2) 各種教室等の開催制度の確立

行政単独ではなく、知識や技術を有する各団体等との協働による各種教室等の開催を推進し、動物の生態や正しい飼い方などの知識や技術を提供します。

第5 実施計画

平成30年度の見直しまでの施策スケジュールは下表のとおりです。

施策	平成26年	平成27年
普及啓発	← 所有者の責務（終生飼養・適正な繁殖）の周知 - - - - -> ← 各種セミナー等の開催 - - - - -> ← 適正飼養ガイドラインの推進員等による周知、活用 - - - - -> ← 各団体等との意見交換や事例検討等(年1回) - - - - -> ← 飼い主のいない猫対策・地域猫活動の周知 - - - - ->	
遺棄及び虐待の防止	← 事例の把握 - - - - -> ← 禁止行為の周知 - - - - -> ← 地域における周知 - - - - ->	
マイクロチップの推進	← 普及啓発、登録促進 - - - - -> ← 各行事におけるデモンストレーション - - - - ->	
動物取扱業の適正化	← 第一種登録制度の周知 - - - - - 第一種登録制度の徹底 - - - - -> ← 第二種届出制度の周知 - - - - - 第二種届出制度の徹底 - - - - -> ← 犬猫等健康安全計画の周知 - - 犬猫等健康安全計画の徹底 - - - - ->	
実験動物対策	← 基準等の周知等 - - - - ->	
産業動物対策	← 基準等の周知等 - - - - ->	
災害時対策	← 被災動物收容の検討 - - - - -> ← 模擬訓練の実施 - - - - -> ← 平常時対策の周知 - - - - -> ← 防災セミナー等への参加(年1回) - - - - ->	
人と動物の共通感染症対策	← 普及啓発セミナー等の開催 - - - - -> ← 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底 - - - - -> 狂犬病抗体保有率調査の実施	
体制の整備	← 協議会の開催 - - - - - 協議会委員の委嘱 - - - - -> ← ボランティア登録の実施 - - - - -> ← 各団体等との意見交換や事例検討等(年1回) - - - - -> ← 各種協働事業の実施 - - - - ->	
地域活動の支援	← 人材確保策の検討 - - - - -> ← 人材育成セミナーの開催(年1回) - - - - -> ← ボランティア活動の推進 - - - - -> ← 地域猫活動の支援 - - - - ->	
点検と見直し	← - - - - 達成状況の点検と施策への反映(毎年度) - - - - ->	

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例

平成二十六年十月二十一日

千葉県条例第四十二号

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 動物の愛護及び管理に関する施策（第六条—第九条）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 通則（第十条—第十三条）

第二節 多頭飼養の届出（第十四条・第十五条）

第三節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第一款 特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第十六条・第十七条）

第二款 犬による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第十八条—第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条—第三十条）

第五章 罰則（第三十一条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）その他の関係法令と相まって、動物の愛護に関する精神の涵養^{かん}に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 法第四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。
- 二 特定動物 法第二十六条第一項本文に規定する特定動物をいう。
- 三 野犬等 飼養する者及び保管する者のいない犬又は係留（逃亡のおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれがない方法で、おりその他の囲いの中に抑留し、又は固定された物にロープ、鎖等を用いてつないでおくことをいう。以下同じ。）がされていない犬（第十八条各号のいずれかに該当する場合におけるものを除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じて、市町村及び関係団体と連携を図るものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、動物の愛護と適正な取扱いに関し理解を深めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物の所有者等の責務)

第五条 動物の所有者又は占有者は、その動物の飼養又は保管が周辺住民に及ぼす影響を考慮し、その動物の飼養又は保管について周辺住民の理解を得られるよう心がけるものとする。

第二章 動物の愛護及び管理に関する施策

(子どもに対する普及啓発に関する援助)

第六条 県は、学校、地域、家庭等において、子どもに対する動物の愛護と適正な取扱いに関する普及及び啓発が適切に行われるよう、必要な情報の提供、技術的な助言その他の援助を行うものとする。

(マイクロチップの装着に関する普及啓発)

第七条 県は、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置としてその所有者が行うマイクロチップの装着に関し、普及及び啓発を図るものとする。

(殺処分がなくなることを目指すための取組)

第八条 県は、法、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）又はこの条例（以下「法等」という。）に基づき県が引き取り、収容し、又は捕獲した動物の殺処分がなくなることを目指すための取組として、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

一 法等に基づき県が引き取り、収容し、又は捕獲する動物の数を、動物による人の生命又は身体に対する侵害の防止に支障を及ぼさない範囲で減少させるため、終生飼養（法第七条第四項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）その他の動物の適正な飼養又は保管に関する普及及び啓発を行うこと。

二 法等に基づき県が引き取り、収容し、又は捕獲した動物をその所有者若しくは占有者に返還し、又は所有者及び占有者以外の者であって適正にその動物の飼養若しくは保管をすることができるものに譲渡すること。

(被災動物の救護体制の整備等)

第九条 県は、大規模な災害により被災した動物の健康及び安全の保持を図るため、関係団体と連携して、これらの動物の救護に関する体制の整備その他の必要な措

置を講ずるものとする。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 通則

(動物の所有者等になろうとする者の遵守事項)

第十条 動物の所有者又は占有者になろうとする者は、動物の種類及び習性、飼養又は保管の方法、周辺的生活環境に及ぼす影響、逸走した際の生態系に及ぼす影響等を考慮し、将来にわたり適正に飼養又は保管をすることができるかどうかを慎重に判断するものとする。

2 前項の者は、将来にわたり適正に飼養又は保管をできると判断したときは、所有又は占有をする動物として適切な動物を選択するものとする。

3 第一項の者は、将来にわたり適正に飼養又は保管をできないと判断したときは、動物の所有又は占有をしないものとする。

(動物の所有者等の遵守事項)

第十一条 動物の所有者又は占有者（第五号及び第六号にあっては、所有者）は、その動物の飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 その動物の種類、発育の状況等に応じて、適切に給餌及び給水を行うこと。

二 その動物の健康状態を日常的に確認し、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその動物の健康を保持するために必要な措置を講ずること。

三 その動物の種類、習性等を考慮した適切な飼養施設（動物の飼養又は保管のための施設をいう。以下同じ。）において飼養又は保管を行うこと。

四 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物又は悪臭の発生の防止を図るため、その所有又は占有をする動物の飼養施設の内外を常に清潔にし、その動物のふん尿、毛、羽毛等の適正な処理を行うこと。

五 その動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、所有者の氏名、連絡先等を記載し、又は記録した首輪、名札又はマイクロチップの装着その他の措置を講ずること。

六 その動物の終生飼養を確保するために必要な取組を行うとともに、やむを得ず終生飼養が困難となったときは、その動物を適正に飼養又は保管をすることができる者に譲渡するための取組を行うこと。

七 その動物の数を適正な飼養又は保管が可能な範囲内とするため、不妊又は去勢の措置、雌雄を分離して行う飼養又は保管その他の措置を講ずること。

八 その動物が公園、道路その他の公共の場所及び他人の占有する土地、建物、車両、船舶等をふん尿、毛、羽毛等により汚損し、又は損壊しないように必要な措置を講ずること。

九 その動物（特定動物を除く。以下この号において同じ。）の逸走を防止するた

めに必要な措置を講ずるとともに、その動物が逸走したときは、その動物を自らの責任において速やかに捜索し、及び捕獲すること。

十 その動物（特定動物及び犬を除く。以下この号において同じ。）が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、被害者を救護し、及びその動物による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 その動物が輸送される場合におけるその動物の健康及び安全の保持並びにその動物による事故の防止を図るため、できる限り短時間で輸送することができる方法の選定、適切な規模及び構造を有する輸送のための容器等の使用その他の必要な措置を講ずること。

十二 災害が発生した場合においてその動物を保護し、及びその動物と共に避難するために必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、人の生命及び身体の安全の確保に支障を及ぼさない範囲で、速やかにその動物を保護し、及びその動物と共に避難すること。

（犬の所有者等の遵守事項）

第十二条 犬の所有者又は占有者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 飼養施設ごとに、公衆の見やすい方法で、犬の飼養又は保管をしている旨を表示しておくこと。

二 その犬の発育の状況に応じた適切な時期に、飼養又は保管の目的、環境等に応じた適切な方法で、その犬を所有者又は占有者の制止に従わせる訓練その他のその犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにするためのしつけをすること。

三 その犬を訓練し、移動し、又は運動させるときは、犬のふんを持ち帰るための容器を携行し、及びその犬のふんを適正に処理すること。

（猫の所有者等の遵守事項）

第十三条 猫の所有者又は占有者は、その猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺的生活環境の保全上の支障を生じさせないようにするため、その猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

第二節 多頭飼養の届出

（多頭飼養の届出）

第十四条 犬又は猫の飼養又は保管をする者は、その犬（生後九十一日未満の犬を除く。以下この項において同じ。）又は猫（生後九十一日未満の猫を除く。以下この項において同じ。）の数（犬及び猫の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数）が一の飼養施設において十以上となったときは、三十日以内に、飼養施設ごとに、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 飼養施設の所在地
 - 三 犬又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬又は猫の数
 - 四 犬又は猫の飼養又は保管の方法
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合その他規則で定める場合については、適用しない。
- 一 法第十二条第一項第三号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼養し、又は保管する場合
 - 二 法第二十四条の三第一項本文に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼養し、又は保管する場合
 - 三 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第九条第一項の規定による許可（犬に係るものに限る。）を受けた者がその許可に係る施設において犬を飼養し、又は収容する場合

（変更の届出）

第十五条 前条第一項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

第三節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第一款 特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置
（特定動物の逸走時の措置）

第十六条 特定動物の飼養又は保管をする者は、その特定動物が逸走した場合は、直ちに、知事に対して、その旨を通報しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、その特定動物の飼養又は保管をする者は、直ちに、その特定動物が逸走した旨を周辺住民に周知するとともに、その特定動物の捕獲その他のその特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（特定動物による侵害の発生時の措置）

第十七条 特定動物の飼養又は保管をする者は、その特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合は、直ちに、被害者を救護し、及びその特定動物による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、その特定動物の飼養又は保管をする者は、直ちに、侵害の発生した旨並びに同項に規定する措置であってその者が講じたもの及

び講じようとするものを、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

第二款 犬による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(犬の係留義務)

第十八条 犬の飼養又は保管をする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その犬の係留をしておかななければならない。

- 一 その犬を制御することができる者がロープ、鎖等によりその犬を確実に保持する方法その他の逃亡のおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法でその犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。
- 二 警察犬、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。）その他規則で定める犬をその用途に使用するとき。
- 三 その犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しのために使用するとき。
- 四 哺乳期の犬を飼養し、又は保管するとき。

(犬の係留の解除の禁止)

第十九条 何人も、現に係留がされている犬については、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、その係留を解除してはならない。

(犬による侵害の発生時の措置)

第二十条 犬の飼養又は保管をする者は、その犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、被害者を救護し、及びその犬による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 犬の飼養又は保管をする者は、その犬が人をかんだときは、直ちに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 その犬が人をかんだ旨を知事に届け出ること。
 - 二 その犬が狂犬病にかかっているかどうかに関する獣医師の検診を受けさせること。
- 3 前項第二号の検診を受けさせた者は、その検診の結果を通知された後直ちに、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

(措置命令等)

第二十一条 知事は、前条第二項第一号の規定による届出に係る犬その他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあると認める犬の飼養又は保管をする者に対し、期限を定めて、その犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令によってはその目的を達成することができないと認めるときは、同項の犬の飼養又は保管をする者に対し、期限を定めて、その

犬を知事に引き渡すことを命ずることができる。

- 3 知事は、前項の規定による命令により引渡しを受けた犬を処分することができる。

(野犬等の捕獲及び抑留)

第二十二條 知事は、当該職員に野犬等を捕獲させ、及び抑留させることができる。

- 2 当該職員は、野犬等が人の土地、建物、車両又は船舶にいる場合であつて、その野犬等による人の生命又は身体に対する侵害が発生するおそれがあり、その野犬等を捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により立入りをする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(薬物による野犬等の掃討)

第二十三條 知事は、野犬等による人又は飼養若しくは保管をされている動物の生命又は身体に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、通常の方法によつては野犬等を捕獲することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して野犬等を掃討することができる。この場合において、知事は、当該区域及び周辺の住民に対して、薬物を使用して野犬等を掃討する旨を周知しなければならない。

- 2 前項の規定による掃討及び周知の方法は、規則で定める。

- 3 知事は、第一項の規定による掃討の実施について必要があるときは、市町村長に対し、協力を求めることができる。

第四章 雑則

(報告徴収)

第二十四條 知事は、第十四條から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をする者その他関係者に対し、期限を定めて、その動物の飼養又は保管に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十五條 知事は、第十四條から第二十三條までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、動物の飼養又は保管をしている土地、建物その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第二十六条 知事は、法第二十四条第一項（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(引取り等をした動物に係る措置等)

第二十七条 知事は、法第三十五条第三項において準用する同条第一項本文の規定による引取り若しくは法第三十六条第二項の規定による収容又は第二十二条第一項の規定による捕獲（以下「引取り等」という。）をしたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、引取り等をした動物が所有者及び占有者のいないものであると知事が認める場合は、この限りでない。

- 一 引取り等をした動物の所有者又は占有者が知れている場合 その者に対するその動物を引き取るべき旨の通知
- 二 引取り等をした動物の所有者及び占有者が知れていない場合 引取り等をした旨その他規則で定める事項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による二日間の公示

2 知事は、所有者又は占有者が、前項第一号の通知を受け取った日から一日以内又は同項第二号の公示の期間が満了した日から一日以内にその通知又は公示に係る動物を引き取らないときは、その動物を処分することができる。ただし、やむを得ない事由によりこの項本文の期限までにその動物を引き取ることができない所有者又は占有者が、その旨及び相当の期間内にその動物を引き取る旨を申し出たときは、その期間が経過するまでは、その動物を処分することができない。

(手数料)

第二十八条 犬の所有者又は占有者は、第二十二条第一項の規定により抑留された野犬等の返還を求めるときは、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、その野犬等の飼養管理費及び返還手数料を納入しなければならない。

(適用除外)

第二十九条 この条例は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。

(委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第三十一条 第二十一条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第十六条第一項、第十八条又は第十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項又は第二十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反した者
- 三 第二十条第三項又は第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（両罰規定）

第三十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。（過料）

第三十五条 第十四条第一項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（千葉県犬取締条例の廃止）

- 2 千葉県犬取締条例（昭和四十三年千葉県条例第三十三号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の千葉県犬取締条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に旧条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に一の飼養施設において飼養又は保管をしている犬（生後九十一日未満の犬を除く。以下この項において同じ。）又は猫（生後九十一日未満の猫を除く。以下この項において同じ。）の数（犬及び猫の飼養又は保管を

している場合にあつては、これらの数を合算した数) が十以上である者は、施行日から三十日以内に、飼養施設ごとに、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、第十四条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

- 6 前項前段の規定による届出は、第十四条第一項の規定による届出とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第二十四条及び第二十五条第一項中「まで」とあるのは「まで及び附則第五項」と、第三十五条中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第五項前段」とする。
- 7 第二十条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に犬が人をかんだときについて適用し、施行日前に犬が人をかんだときについては、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 9 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県犬取締条例(昭和四十三年千葉県条例第三十三号)に基づくものの項を削り、化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年千葉県条例第二十号)に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成二十六年千葉県条例第四十二号)に基づくもの	野犬等の飼養管理費		一頭一日につき	五百九十円
	野犬等の返還手数料		一頭につき	三千八百二十円

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成二十七年三月十三日
千葉県規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十六年千葉県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多頭飼養の届出)

第二条 条例第十四条第一項又は附則第五項前段の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養届出書（別記第一号様式）によるものとする。

2 条例第十四条第一項及び附則第五項前段に規定する規則で定める書類は、飼養施設（条例第十一条第三号に規定する飼養施設をいう。以下同じ。）の平面図及び飼養施設の付近の見取り図とする。

3 条例第十四条第一項第五号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 条例第十四条第一項第三号に掲げる犬又は猫の雌雄の別

二 飼養施設の周辺的生活環境を保全する方法

4 条例第十四条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

二 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第三条第一項に規定する訓練事業者が、同法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する場合

三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十条の五第三項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

(多頭飼養の変更の届出)

第三条 条例第十五条本文の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養変更届出書（別記第二号様式）によるものとする。

2 条例第十五条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

一 犬（生後九十一日未満の犬を除く。以下この項において同じ。）又は猫（生

後九十一日未満の猫を除く。以下同じ。)の数(犬及び猫の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数。以下同じ。)の減少(犬又は猫の数が十未満となる減少を除く。)

二 犬又は猫の数の三十パーセント未満の増加

三 不妊又は去勢の措置が実施されている犬又は猫の数の変更

(特定動物による侵害の発生時の届出)

第四条 条例第十七条第二項の規定による届出は、特定動物による侵害発生届出書(別記第三号様式)によるものとする。

(犬の係留義務の適用除外)

第五条 条例第十八条第二号に規定する規則で定める犬は、次の各号に掲げる犬であって、適正にその犬を取り扱うことができる者の監督の下にあり、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加え、人に迷惑を及ぼし、及び自然環境の保全上の支障を生じさせることがないようにするための適正なしつけ及び訓練がなされているものとする。

一 人命の救助のために使役する犬

二 検疫又は麻薬、銃器、爆発物等の探知のために使役する犬

三 狩猟のために使役する犬

四 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払い犬(犬による侵害の発生時の届出等)

第六条 条例第二十条第二項第一号の規定による届出は、こう傷届出書(別記第四号様式)によるものとする。

2 条例第二十条第三項の規定による報告は、検診を行った獣医師が発行した診断書の写しを知事に提出することにより行うものとする。

(措置命令等の方法)

第七条 条例第二十一条第一項又は第二項の規定による命令は、措置(引渡し)命令書(別記第五号様式)を交付して行うものとする。

(野犬等の掃討の方法)

第八条 条例第二十三条第一項前段の規定により薬物を使用して行う野犬等の掃討(以下「野犬等の掃討」という。)は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な場所に毒餌を置くことによって行うものとする。

2 知事は、毒餌を置く場合には、毒餌ごとに、それが毒餌である旨を表示した標識を添えておかなければならない。

3 知事は、当該職員に、毒餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の掃討の時間が経過する前に毒餌を回収させなければならない。

(野犬等の掃討をする旨の周知の方法)

第九条 条例第二十三条第一項後段の規定による周知は、野犬等の掃討を実施す

る区域、期間及び時間、薬物の種類並びに毒餌の状態について、次の各号に掲げる措置を講ずることにより行わなければならない。

- 一 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺に居住する狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条の規定により登録した犬を飼養し、又は保管する者に対し、文書で通知すること。
 - 二 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺で、公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - 三 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺の住民に対し、放送、回覧その他の方法によって通知すること。
- 2 前項第一号の通知は野犬等の掃討の開始の日（以下「開始日」という。）の三日前までに行い、同項第二号の掲示は開始日の三日前から野犬等の掃討の終了の日までに行い、同項第三号の通知は開始日の三日前から開始日までの間に行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第十条 条例第二十二条第三項及び第二十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第六号様式）とする。

（動物愛護管理員の証票）

第十一条 条例第二十六条に規定する動物愛護管理員は、その業務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 前項に規定する身分を示す証票は、動物愛護管理員証（別記第七号様式）とする。

（引取り等をした動物の公示）

第十二条 条例第二十七条第一項第二号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 引取り等をした日
- 二 引取り等をした場所
- 三 動物の種類
- 四 性別
- 五 体格
- 六 毛色、首輪その他の特徴
- 七 その他知事が必要と認める事項

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(千葉県犬取締条例施行規則の廃止)

- 2 千葉県犬取締条例施行規則（昭和四十三年千葉県規則第七十七号）は、廃止する。